

杉戸町社会福祉協議会

ガイドブック

令和8年度版



杉戸町マスコットキャラクター
「すぎぴよん」

ともに生きる豊かな地域社会

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会（全社協 福祉ビジョン 2025）

The Sugito Town Council of Social Welfare
社会福祉法人 杉戸町社会福祉協議会

目 次

社会福祉協議会とは	1
1. 地域福祉・在宅福祉の推進	2
◆支部社協活動への助成	
◆ベビーベッドレンタル事業	
◆友愛訪問	
◆福祉団体等への助成	
◆リフト付車両の貸出	3
◆すぎと・まごころとどけ隊（ふれあい家事援助サービス）	
◆理容サービス	4
◆福祉機器の貸出	
2. ボランティア活動の推進	
【ボランティアセンターの運営】	
◆ボランティア登録とコーディネート	
◆相談受付	
◆初めてのボランティア体験(ボランティア体験プログラム事業)	5
◆秋のボランティア体験月間	
◆ボランティア保険	
◆福祉ボランティアパートナー制度	
◆福祉ボランティア連絡会	6
◆スマホ・パソコンなんでも相談会	
◆おもちゃの病院	
◆収集ボランティア	
◆ボランティア講習会	7
【災害ボランティアセンター】	
◆災害ボランティア登録制度	
◆災害ボランティア講座	
◆おやこ参加でいい（DAY）キャンプ	
3. 福祉教育の推進	8
◆福祉教育の推進	
◆福祉協力校への支援	
◆小中学生福祉体験学習の開催	
◆福祉ポスター展	
4. 心配ごと相談所の運営	9

5. 権利擁護の推進

◆福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

◆杉戸町成年後見支援センターの運営

6. 生活困窮者支援の促進

◆埼玉県社会福祉協議会が実施している貸付事業

◆杉戸町社会福祉協議会が実施している貸付事業

◆食品ロスの削減と食料支援

7. 指定管理

◆杉戸町彩の国いきいきセンターすぎとピアの管理運営

◆ふるさと元気村

◆指定管理者自主事業

8. 居宅介護支援事業所

9. 広報・イベント

◆ホームページの運営

◆「社協だより」「ボランティアセンターだより」の発行

◆ボランティア情報紙の発行

◆いきいきふれあいまつり2026

◆ボランティア交流会

◆障がい者週間記念事業

◆ふれあいコンサート

10. 共同募金

◆赤い羽根共同募金

◆歳末たすけあい募金

11. 日本赤十字社

◆日赤会員募集

◆災害援護金等の受付

◆日赤災害救援物資及び災害見舞金の交付

12. 運営と財源の確保

◆社協の組織

◆社協会員募集

◆寄付金の受け入れ

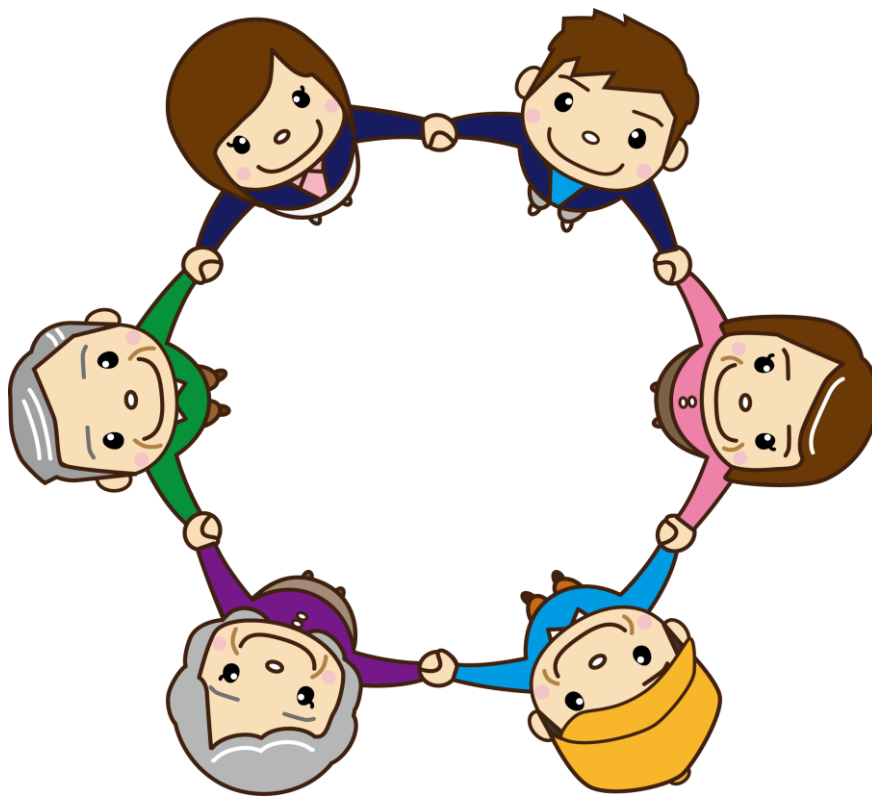
◆自動販売機の設置運営

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的として、社会福祉法に基づき、各都道府県・市区町村に設置されている非営利の民間団体です。

杉戸町社会福祉協議会は、地域の一人ひとりが抱えている悩みやさまざまな福祉課題を地域全体の課題として捉え、共に支え合い「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、1989年（平成元年）6月に社会福祉法人として設立されました。

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に関わるさまざまな組織・団体と連携をとりながら活動をすすめるとともに、民間性を発揮した福祉サービスに努めています。



「©イラスト協議会」

1. 地域福祉・在宅福祉の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して生活できるように、地域のつながりを深めるための各種事業や見守り活動を実施・支援します。

◆支部社協活動への助成

《支部育成費助成》

支部社協活動の充実及び活性化をはかる目的で、実績のある支部に助成します。

《支部活動費助成》

各支部が実施する交流事業等福祉活動に対し助成し、地域福祉を推進します。

◆ベビーベッドレンタル事業

民間業者と連携したベビーベッドのレンタル事業を行うことで、町内子育て環境の充実を図ります。

対象	社協会員世帯で、町内に在住し満1歳に満たない乳児を養育している親権者
内容	ベビーベッドを最大6カ月間無料でレンタルします。ベビーベッドはレギュラーサイズとコンパクトサイズの2種類からお好みでお選びください。



OR



◆友愛訪問

地域の見守り活動の一環として、一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者、認知症高齢者への慰問を実施します。

対象	町内の概ね70歳以上の一人暮らし高齢者及び寝たきり高齢者、認知症等で見守りが必要な方
内容	地域の民生委員の協力により、年2回（8月・2月）慰問品を持参して訪問するほか、必要時に訪問をおこないます。

◆福祉団体等への助成

福祉活動を行う団体を、地域づくりの担い手として育成、支援しています。

団体	- 老人クラブ連合会 - 赤十字奉仕団 - 福祉ボランティア連絡会 - 遺族会 - 民生委員児童委員協議会 - 身体障がい者福祉会
----	---

◆リフト付車両の貸出

介護を必要とする方に、車いすのままで乗降りできる福祉車両等を貸出します。（車の運転手や介護者はつきません。）

利用できる方 社協会員世帯で、車椅子を常時使用する方、介護を必要とする歩行困難な方

利用目的

- ・病院等への診察、通院治療、入退院するとき
- ・福祉施設へ入退所するとき
- ・公共機関へ出向くとき
- ・社会生活上必要不可欠な外出など

※ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び社会通念上適当でない外出は除く。

利用範囲

原則として町内及び近隣市町

利用料金

利用料は無料です。但し、以下の車両維持・燃料代を徴収します。

社協を出発し、帰着するまでの走行距離・金額

10km未満の場合 300円

10km以上20km未満の場合 500円

20km以上30km未満の場合 1,000円

30km以上40km未満の場合 1,500円

40km以上50km未満の場合 2,000円

50km以上60km未満の場合 2,500円

60km以上70km未満の場合 3,000円

70km以上の場合 3,000円 + ガソリン満タン返却

利用時間・回数

- ・8時30分～17時（祝日・12月29日から1月3日除く）

※すぎとピアが休館の場合の土日の貸出はできません。

- ・月に5回まで利用できます。（申込みは1か月前の初日から）



◆すぎと・まごころとどけ隊（ふれあい家事援助サービス）

地域で安心して生活できるよう、住民の皆さんの参加と協力で行われる有償の家事援助サービスです。サービスを受ける方を利用会員、サービスを提供する方を協力会員とした登録会員制による事業です。

協力会員
募集

受けられる方 65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯

65歳以上の高齢者を抱え、援助を必要とする世帯

内容

衣類の洗濯、住居の掃除、食事の支度、話し相手、軽易な身の回りの援助など

サービス日等

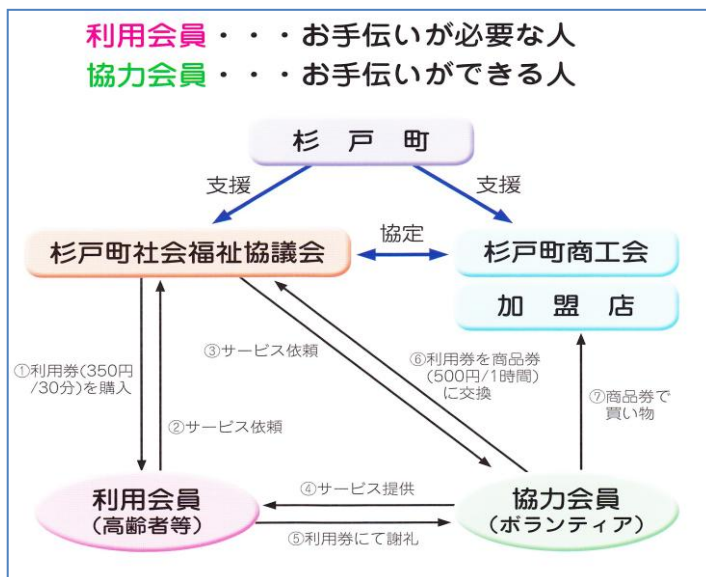
土日祝日、年末年始を除く9時～17時まで

利用料

1時間当り700円
（事前に利用券を購入していただく。）

協力会員への謝礼

1時間当り地域商品券（まごころ商品券500円券）1枚



◆理容サービス

在宅でねたきりの高齢者及び身体障がい者等の方々に対し、出張による理容サービスを行います。

利用できる方 ・社協会員世帯で、65歳以上の寝たきり又はこれに準ずる方で在宅で生活している方

・身体障がい者（児）、知的障がい者（児）で寝たきり、又はこれに準ずる方で在宅で生活している方

内容

出張による理容サービス

利用料

1回3,000円、一人につき年間4枚の利用券を交付します。

◆福祉機器の貸出（車椅子）

車椅子を必要とされる方に貸出します。なお、介護保険制度を利用している方は、介護保険を優先します。

利用できる方 社協会員世帯で、町内に在住又は滞在する高齢者・障がいのある方、怪我をした方

利用料

無料

貸出期間

原則として最長6か月間



「©イラスト協議会」

2. ボランティア活動の推進

【ボランティアセンターの運営】

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い、地域社会において福祉の組織化を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。



「©イラスト協議会」



◆ボランティア登録とコーディネート

現在福祉関係活動希望者を中心に65名が個人ボランティアとして登録しています。また、団体では25団体（861名）が登録しています。（令和8年3月31日現在）

登録をしていただくと、ご自宅にボランティア情報紙を郵送させていただく等、継続的に情報を提供することができます。ボランティアセンターでは、希望される活動内容等に応じて、ボランティアを必要とする方や依頼のあった個人や団体機関との調整を行っています。

◆相談受付

ボランティア活動を始めたい人、ボランティアを必要とする人や施設・学校・行政機関等からの相談、活動にあたっての悩みなど、様々な相談に応じています。

相談の中で継続的な活動希望者、情報提供希望者には登録をお勧めしています。

◆初めてのボランティア体験（ボランティア体験プログラム事業）

埼玉県彩の国ボランティア体験プログラム事業の一環として、夏休み期間中を中心に、子供から大人まで参加できるよう、様々な体験プログラムを用意しています。

対象者	小学生、中学生、高校生、大学生、短大生、専門学校生、一般
内容	・手話、ホワイトボードづくり、点字ミニ絵本づくり、切手整理などボランティア体験や高齢者施設利用者への手紙作成など ・知的障がい者授産施設、障がい福祉サービス事業所、保育所、高齢者デイサービス、特別養護老人ホーム等でのボランティア体験



◆秋のボランティア体験月間

ボランティア活動を自由に見学・体験できる「活動見学月間」を設け、登録ボランティア団体の支援とボランティア活動始めるきっかけを作ります。

◆ボランティア保険

ボランティア活動される方は、『ボランティア活動保険』の加入をおすすめします。ボランティア活動中（国内に限る）の事故を補償します。ボランティア活動中の万一の事故に備えて、ボランティア活動保険への加入手続きをしています。被災地支援に特化したボランティア活動保険の取扱いもしています。また、短期間の行事でのボランティア活動が対象となる行事用保険も取り扱っています。

補償の対象となる事故	・ボランティア活動中の事故によりケガをした場合 ・ボランティア活動へ向かう往復での交通事故等 ・ボランティア活動中の事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したることについて法律上の損害賠償責任を負った場合
加入できる方	ボランティア個人またはボランティアグループ
補償期間	毎年4月1日0時から翌年3月31日24時まで 4月1日以降のご加入については、加入申込手続きの完了した日の翌日0時から当該年度3月31日24時までとなります。

◆福祉ボランティアパートナー制度

社協登録ボランティア団体のうち、特に社協と協働して事業を実施している団体や社協事業・いきいきふれあいまつりへの協力が顕著な団体に対し、ボランティアパートナー団体として同意書を取り交わしています。ボランティアパートナー団体には、団体の実施する事業の一部についても助成を行っています。

◆福祉ボランティア連絡会

ボランティアセンター登録団体相互の情報交換を密にし、相互学習や研修を通じて共に高め合う活動を行っています。連絡会主催で交流会を開催したり、いきいきふれあいまつりを開催するなど積極的に企画・運営に関わり、住民への啓発、個人ボランティアの方々や関係団体との情報交換も行われています。会の活動を通してボランティア活動の広がりや地域福祉の充実を図るため組織されています。

加入団体

- ・杉戸手話サークル
- ・音訳ボランティア「あいうえお」
- ・杉戸町赤十字奉仕団
- ・あおいトマトの会
- ・みみの会
- ・杉戸要約筆記サークル「つくし」
- ・杉戸町身体障がい者福祉会
- ・すぎとボッチャクラブ

活動内容

定例会、役員会、研修会、社協事業への協力、交流会の開催、いきいきふれあいまつりの開催、障がい者週間記念事業への協力

◆スマホ・パソコンなんでも相談会

日本工業大学の協力により、学生情報ボランティアがスマホやパソコンの操作等の相談を受ける相談会を開催します。

日時

【前期】5月8日～7月17日（木・土日祝日は休み）9時10分～16時

【後期】（予定）10月～12月

※詳細は社協ホームページでお知らせします。

場所

すぎとピア談話室



◆おもちゃの病院

壊れてしまったり具合の悪いおもちゃをお預かりし、おもちゃの病院のドクターが修理します。随時、すぎとピアにて受付を行っています。

料金

無料。ただし交換した部品代は実費になります。

◆収集ボランティア

《ペットボトルキャップ》

ペットボトルキャップを回収し、世界の子どもにワクチンをおくる運動に参加しています。皆さんから集められたキャップは、リサイクル回収業者を通じて売却し、その売却益は「認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会」に寄付されます。

受付場所

- ・杉戸町役場総合案内（第3庁舎入口）
- ・すぎとピア

※ペットボトルキャップは、飲料用のものに限りです。調味料や紙パックのキャップ、金属製のふた等は回収できません。

※ペットボトルキャップは洗って乾かした状態でお持ちください。また、キャンペーン用応募シールなどは剥がしてください。

《使用済み切手》

使用済み切手を収集換金し、杉戸町社協事業の財源に充てられます。

《書き損じハガキ》

収集したハガキは、郵便局で新しいハガキや切手に交換し、ボランティア事業の通信に使用します。

《不要入れ歯回収ボックスの設置》

NPO法人日本入れ歯リサイクル協会への事業協力として、不要入れ歯の回収ボックスを杉戸町役場とすぎとピアに設置しています。入れ歯の金属部分には希少な金属類が含まれています。これらを集めて回収しリサイクルすることで得られた収益金の半分は、日本ユニセフ協会に寄附し、半分は杉戸町社協事業の財源に充てられます。

◆ボランティア講習会

ボランティア活動に必要な知識や技術の習得など、ボランティアの養成を図っています。講習会終了後、受講生はそれぞれの分野で引き続き活躍しています。ボランティア講習会はボランティアや住民の皆様からの要望をお聞きしながら、毎年度、実施する講習会を決めています。

《手話講習会入門課程》

聴覚障がい者の理解と、簡単な会話ができる程度の手話の取得を目指します。

《要約筆記講習会》

中途失聴・難聴者に対する情報保障として情報を提供できる手段として要約筆記技術の基本を学びます。

《ガイドヘルプ講習会》

視覚障がい者の理解と、安心安全な外出介助技術を学びます。

《パソコン点訳講習会》

視覚障がい者の理解と、パソコンによる点訳技術の習得を目的としています。

《ボランティアスクール》

ボランティア活動に関心がある人が活動を始めるきっかけとして、またボランティア活動についての知識を習得することを目的として開催されています。

【災害ボランティアセンター】

地震や風水害などの災害発生時に、災害ボランティアとボランティアの手助けを必要とする被災者をコーディネートする機関でボランティアの受付、活動上の相談窓口、被災者の相談受付、活動のコーディネートや情報発信、各種支援団体との連携等を行います。

◆災害ボランティア登録制度

災害時にボランティアを必要とする方に迅速にボランティアを派遣できるよう、災害時に活動できるボランティアの登録制度を実施します。登録いただいた方には「災害ボランティアだより」を発行し、防災情報等をお届けします。

◆災害ボランティア講座

災害時に被災者を迅速に支援できるボランティアの養成を目的としています。

◆おやこ参加でいい（DAY）キャンプ

若い世代への災害時の社協や関係各所の役割等について、災害ボランティア体験やロープ結索訓練などを通じて楽しく学ぶ機会を提供します。



3. 福祉教育の推進

学校や地域でのボランティア体験、交流などの活動を通じて、幼少期より社会福祉への理解や関心を深め「共に生きる力」を育みます。

◆福祉教育の推進

町内小中学校の総合的な学習の時間に行われる福祉体験学習について学校と協力した支援を行います。



《福祉教育サポーター養成講座》

小中学校での福祉教育のサポートをするボランティア養成を目的とした講座（高齢者疑似体験や車いす体験等）を実施します。

◆福祉協力校への支援

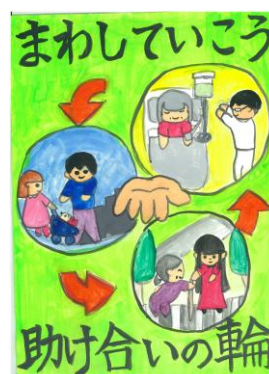
児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕や社会連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭や地域社会への啓発を図ることを目的に、町内の保育園・幼稚園・小学校・中学校を社会福祉協力校として指定し、事業に要する経費の補助（保育園・幼稚園1校当り上限2万円、小学校・中学校は交付基準に基づき8万円を限度）を行います。

◆小中学生福祉体験学習の開催

社会福祉への理解と関心を高め、思いやりの心、福祉の心を育成する目的で開催しています。小学生の場合は、親と子が共に学ぶ場として提供します。

◆福祉ポスター展

町内の小学5年生を対象に福祉に関するポスターを募り、いきいきふれあいまつり会場に展示し福祉に関する興味、関心の高揚と啓発を図ります。



4. 心配ごと相談所の運営

家族の問題、暮らし、住まいの問題などについて民生委員児童委員が相談に応じます。相談では、問題の解決に受けて適切な助言や、情報提供を行ないます。

場所	すぎとピア相談室
開設日	毎月25日（土日・祝休日と重なる場合は、その翌日） 10時～15時まで
費用	無料

5. 権利擁護の推進

高齢の方、障がいのある方などが安心して地域で生活が続けられるよう支援します。

◆福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

高齢者や知的障がい・精神障がいのある方で、家族や親族等に援助できる人がいないなど、ひとりで生活していくには不安のある方に対して、福祉サービスの利用援助や生活費、日用品等の代金支払い等に伴う預金の払い戻し、書類等の預り援助、その他の福祉サービスの適切な利用のために一連の援助を行うことにより、その方の権利を擁護します。

対象	・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むことに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方 ・本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方
内容	ご本人と相談しながら「専門員」がお手伝いの計画「支援計画」を作成し、次のサービスを提供します。 ①福祉サービス利用援助（定期的な訪問による相談・見守り） ②日常生活上の手続き援助（福祉サービスの利用申し込み・契約代行代理） ③日常的金銭管理（税金や公共料金の支払い・年金、福祉手当の受領） ④書類等預かりサービス（預貯金通帳・証書類・契約書の預り）
利用料金	ご相談や支援計画の作成は無料です。契約後のサービスには次の料金がかかります。

援助内容	料金
生活支援員によるお手伝い（援助） ①福祉サービス利用援助 ②日常生活上の手続き援助 ③日常的金銭管理	1回1時間まで1,600円 以降30分ごとに600円が加算されます。（ただし、日常的金銭管理に使用する通帳をお預かりする場合は、1回1時間までが2,000円です。）
④書類等預かりサービス	基本料 2,000円（1年間） 利用料 500円（1か月）

◆杉戸町成年後見支援センターの運営

成年後見制度の利用に関する相談や情報提供等を行います。また法律関係者などによる成年後見利用促進ネットワーク協議会や受任者調整会議、ケース会議等を行います。

《成年後見制度とは》

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、相続手続など）や身上保護（介護サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていく。それが成年後見制度です。

6. 生活困窮者支援の促進

生活に困窮し、日常生活を送る上で、困ったことがある時に様々なご相談をお受けし、経済的な問題と併せて生活上の困りごとに対し、最善の方法を一緒に考えます。

◆埼玉県社会福祉協議会が実施している貸付事業

《生活福祉資金の貸付》

総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金。	
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
	福祉費	・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

連帯保証人

原則埼玉県内在住（別世帯）の方1名必要です。

但し、連帯保証人を立てない場合でも資金の貸付を受けることができますのでご相談ください。

《緊急小口資金》

低所得世帯に対し、次に掲げる理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける資金です。

- ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- ・ 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき
- ・ 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ・ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

貸付限度額 10万円以内（無利子）

連帯保証人 不要

《臨時特例つなぎ資金》

この制度は、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けることにより、その自立を支援することを目的としています。

対象 次の要件すべてに該当する方が対象になります。

公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されており、かつ当該給付等の開始までの生活に困窮している方

借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

貸付限度額 10万円以内（無利子）

連帯保証人 不要

※ いずれの資金も世帯単位での貸付けであり、世帯員の一部の方に貸し付けするものではありません。

※ 総合支援資金及び緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付けに際しては、原則として法（生活困窮者自立支援法）に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付の後の継続的な支援を受けることに同意していることが要件となっています。

※ 各資金については、審査の結果お貸付できない場合がありますのでご了承ください。

※ 各資金別の留意事項がありますので、まずはお問い合わせください。

◆杉戸町社会福祉協議会が実施している貸付事業

《福祉資金の貸付》

杉戸町内に居住する低所得世帯に対して、臨時的出費又は収入欠如のため生活を維持する応急的な資金の貸付を行っています。

対象 低所得世帯でかつ民生委員が貸し付けの対象とすることを適当と認めた世帯（生活保護受給期間中も可能）

内容

- ・ 一世帯3万円以内 ※特別の理由がある場合は5万円以内
- ・ 貸付金は無利子、但し償還期限後は延滞利子を課する。
- ・ 償還期限は、1年以内
- ・ 連帯保証人は、同一世帯でない方1名

◆食品ロスの削減と食料支援

《フードバンク事業》

生活困窮者が逼迫した状況にある場合、経済的援助（食品の提供）を行い、自立を支援します。

《フードパントリー事業》

「すぎと居場所づくり応援隊」の実施するフードパントリー（食料等の無料配布）に協力し、食品ロスの削減と子どもの貧困解消に向けた取組を支援します。

《フードドライブ事業》

フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードパントリー等に寄附する活動です。食品ロスの削減を推進するとともに、地域の子供や生活困窮者を支援するため、フードドライブを実施しています。

ご家庭で余っている食品がありましたら、社協窓口へお持ちください。

お受けできる食品 お米、乾麺などの主食になるもの、缶詰、インスタント食品・レトルト食品、調味料、お菓子、飲料
※文房具・生活用品・衛生用品などの未使用品も対象です

お受けできない食品 生鮮食品、冷凍・冷蔵食品、アルコール類（みりん、料理酒を除く）

お願い 賞味期限が1か月以上（奇数月の場合）残っている未開封のものをお願いします。※偶数月の場合は2か月以上。



7. 指定管理

◆杉戸町彩の国いきいきセンターすぎとピアの管理運営

すぎとピア指定管理者として、高齢者福祉及び地域福祉活動を総合的に推進し、豊かな長寿・福祉社会を形成するため、社会福祉の中核施設として効果的な運営を図ります。

◆ふるさと元気村

高齢者の運動機能の維持向上及び運動習慣の定着化をはかります。60歳以上で事前講習（月1回開催）を受講した方が利用できます。

場所 すぎとピア内 ふるさと元気村

開館時間 9時～12時 13時～16時30分

休館日 すぎとピア休館日、事前講習会時（通常毎月第3木曜の午前）

◆指定管理者自主事業

すぎとピア指定管理者として、様々な自主事業を実施していきます。

《健康セミナー》

大人から子どもまで楽しめるヨガレッスンを開催し、「健康」づくりを支援する。



《映画上映会》

良質な映画の上映会を実施し、多くの人が楽しめる場を提供します。

《まなびピア》

飴細工職人を講師としてお招きし、町内小学生を対象に、飴細工のひみつをプロの実演を見ながら学びます。また、体験として動物飴や飴風船にもチャレンジし、子どもたちに「楽しみ×学び×驚き」の場を提供します。



《すぎとピアサロン》

高齢者の方が、住み慣れた地域で生きがいをもち、健康で楽しい生活を送ることができるところを目指し、仲間づくりや交流の場として誰もが気軽に立ち寄れるサロンを開設します。

場所	すぎとピア集会室
日時	毎月第2・第4・第5木曜日 13時30分から
内容	(第2・4木曜日) 出前いきいき体操等、(第5木曜日) その他 ※げんきSUGI体操は休止中

8. 居宅介護支援事業所

介護保険指定事業所として、ケアマネジャーによるケアマネージメント業務を行います。

対象	○ 65歳以上の方（第1号被保険者） 日常生活に介護や支援が必要となった場合に認定を受けることにより、サービスが利用できます。 ○ 40歳から64歳の方（第2号被保険者） 加齢による病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要となった場合に認定を受けることにより、サービスが利用できます。
内容	ケアマネジャーが、本人や家族の要望を聞き、サービスの内容、費用などについてアドバイスします。 ケアマネジャーが各サービス事業所と連絡・調整しケアプランを作ります。
営業日等	営業日：月曜から金曜日 ただし、祝日・休日・年末年始は除く。 営業時間：8時30分から17時15分
費用	無料



「©イラスト協議会」

9. 広報・イベント

◆ホームページの運営

インターネットを通じて、社協の事業を紹介します

- サイト名：社会福祉法人 杉戸町社会福祉協議会
- URL：https://sugito-shakyou.jp



ホームページはこちら

◆「社協だより」「ボランティアセンターだより」の発行

社協が実施する事業の紹介をはじめ、ボランティア活動に関すること、イベントや講座に関することなど、幅広く情報提供を行っています。また社協だよりに広告を掲載いただける企業も募集しています。

発行 年2回（8月・12月）

配付 全世帯配布、公共機関、医療機関、東武動物公園駅、杉戸高野台駅
※社協だより・ボランティアセンターだよりは社協ホームページで見られます。

《音訳版・点訳版》

ボランティア団体の協力により「社協だより」の音訳・点訳版及び「広報すぎと」声の広報を作成しています。

◆ボランティア情報紙の発行

ボランティアの募集や講習会情報等を提供しています。

発行 年6回奇数月に発行

配付 登録ボランティア及び公共施設
※ボランティア情報紙は社協ホームページで見られます。

◆いきいきふれあいまつり2026

杉戸町福祉ボランティア連絡会主催によるイベントで2008年からの試みです。
今年度は10月17日（土）開催を予定しています。すぎとピアとその周辺でおこなわれます。

内容 福祉ボランティア団体の活動紹介とミニ体験
防災・防犯コーナーと各種模擬店 など



◆ボランティア交流会

町内で活躍する福祉ボランティアが集い、交流を深めるとともに、ボランティアの尚一層の活躍を願い実施します。毎年、2月頃すぎとピアを会場にして実施しています。

◆障がい者週間記念事業

杉戸町、杉戸町障がい者協議会と共催により、障がいの有無に関わらず町民誰もが、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指し開催します。
記念事業は、12月上旬を予定しています。

内容

町内福祉団体、福祉施設の活動紹介や製品販売、青空市など講演会や映画鑑賞会など毎年工夫をこらしたイベントを実施します。

《福祉バザーの実施》

障がい者週間記念事業の「青空市」に参加し、バザーを実施します。

◆ふれあいコンサート

杉戸町障がい者協議会との主催の、障がいのある方が、その家族・仲間・支援者とふれあい、音楽を楽しむコンサートを支援します。

10. 共同募金

共同募金運動は、地域住民一人ひとりのたすけあいの精神、社会福祉に対する理解や参加意識を高めるとともに、民間社会福祉事業の向上に必要な費用をまかなうために各都道府県共同募金会（民間の社会福祉法人）が中心となってすすめている募金運動で、社会福祉法をよりどころとしています。

運動期間は、厚生労働大臣の告示によって、10月1日から3月31日までの6ヶ月間で募金運動を展開します。

杉戸町社協では、埼玉県共同募金会杉戸町支会の事務局として、各自治会の区長さん、班長さん、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力によって、共同募金の運動を展開しています。

◆赤い羽根共同募金

埼玉県共同募金会の実施要項に基づき、共同募金運動（目的寄付）を通して福祉に参加するという意識の向上を図ります。

募金運動は、町内会や自治会、奉仕団体等の組織的なボランティア活動によって支えられています（戸別募金、街頭募金、学校募金、職域募金等）

寄せられた募金は、子供や高齢者、障がい者などのため、身近な地域福祉活動の貴重な財源となっています。

◆歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金は共同募金の一環として行われています。

新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、歳末たすけあい募金を実施します。

寄せられた募金は、子供や高齢者、障がい者などのため、身近な地域福祉活動の貴重な財源となっています。

《赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金配分金の使い道》

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・ 友愛訪問 | ・ 福祉協力校への支援 |
| ・ 福祉ボランティアパートナー団体助成 | ・ 社協ホームページ運営 |
| ・ 社協だよりの発行 | ・ ベビーベッドレンタル事業 |
| ・ いきいきふれあいまつり | ・ 福祉ポスター展 |
| ・ 障がい者週間記念事業 | ・ 災害ボランティア講座 |
| ・ 災害ボランティアセンター設置訓練等 | |

1 1. 日本赤十字社

赤十字は「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」という7つの普遍的な原則のもとに、世界最大のネットワークを駆使し、行動する人道機関です。これからも、国境、宗教、人種を超えて、人の命の尊厳を守るため、様々な人道的活動を推進します。

◆日赤会員募集

日本赤十字社の行う災害救護対策等の諸活動を支援するため、毎年5月を会員増強運動月間として会員募集（寄付・募金を含む）を区長会や自治会の皆様のご協力をいただき実施しています。

◆災害義援金等の受付

国内外で発生した災害に対する義援金・救援金を受付し、日本赤十字社埼玉県支部に送金します

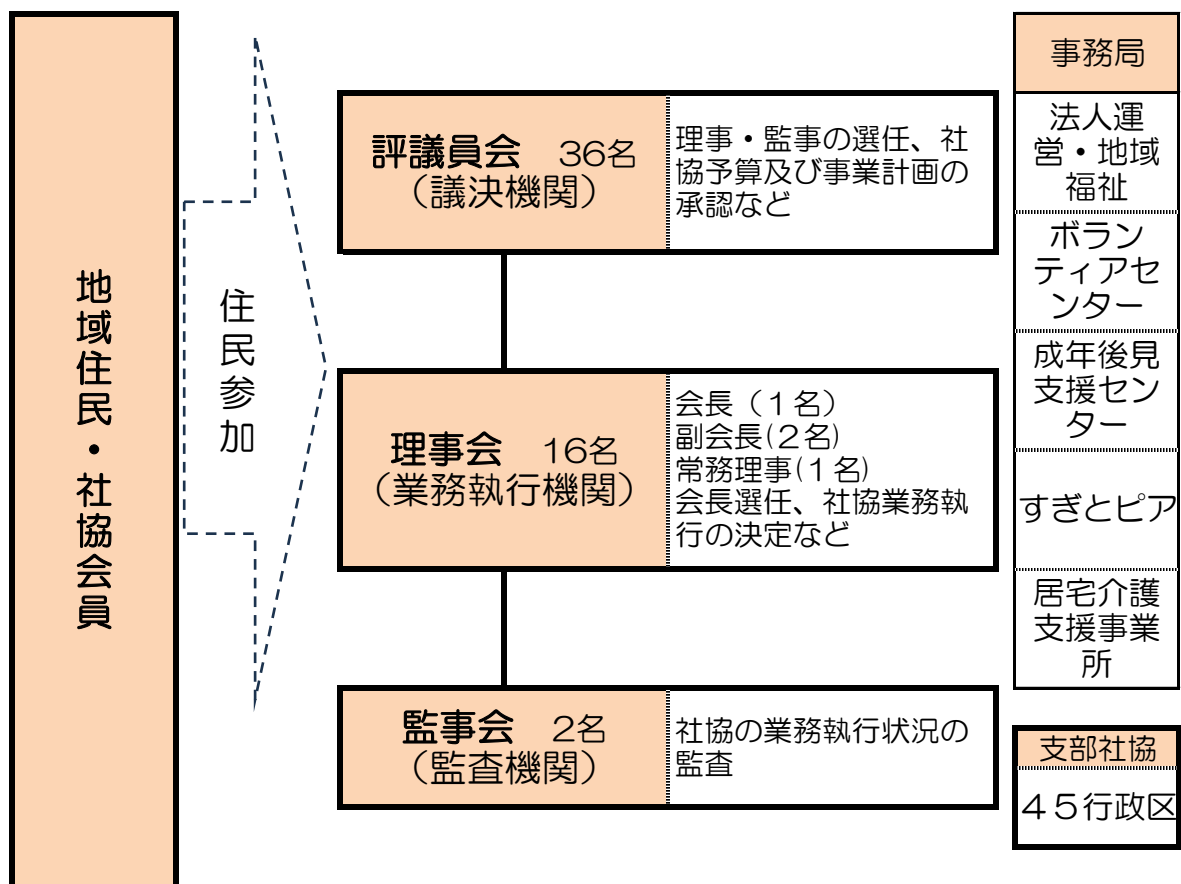
◆日赤災害救援物資及び災害見舞金の交付

災害救助法の適用に至らない程度の災害を受けた被災者に対して、援護又は弔意を行います。

1 2. 運営と財源の確保

社協は、住民、団体・法人等の皆さんの参加と協力をいただきながら、地域福祉を支える様々な福祉の取り組みを進めています。社協の活動基盤は、社協会員会費や寄附金、町からの補助金及び事業受託金等と地域住民による運営組織で成り立っています。

◆社協の組織



◆社協会員募集

住民の方を中心に、会社、商店など多くの方々に社協会員としてご協力をいただいております。皆様から寄せられた会員会費は社協の活動を支える貴重な財源になっています。会員加入については、「会員募集増強運動期間」として第1期5・6月、第2期7・8月を重点に、加入のお願いを行っておりますが、随時社協窓口にてお受けしています。

一般会員（世帯・個人）	500円（年額）
賛助会員（世帯・個人・企業）	3,000円（年額）
特別会員（世帯・団体・法人・企業）	10,000円（年額）

《会費の主な使い道》

- ・ベビーベッドレンタル事業
- ・支部社協の地域活性化の取り組み
- ・ボランティア活動支援
- ・友愛訪問
- ・小中学校における福祉体験学習
- ・福祉車両の貸出・車いすの貸出
- ・ボランティア体験・ボランティア講習会
- ・福祉資金の貸付 など

◆寄付金の受け入れ

1万円以上についてはお礼状を、10万円以上については感謝状と記念品（額）を贈呈させていただきます。また、「社協だより」に氏名・寄付金を掲載させていただきます。

◆自動販売機の設置・運営

公共施設等の一部を借り受け、自動販売機を設置してその収益を社会福祉事業に充てています。

設置場所

- ・杉戸町役場
- ・リバティーホール杉戸
- ・西近隣公園
- ・南グラウンド
- ・高野台駅西口・東口
- ・屏風フットサルパーク
- ・いずみ公園
- ・エコ・スポいずみ
- ・倉松公園
- ・南テニスコート
- ・国体記念運動公園
- ・環境センターさくら公園
- ・深輪健康公園



「©イラスト協議会」

お問い合わせ

社会福祉法人 杉戸町社会福祉協議会

- 杉戸町ボランティアセンター
- 杉戸町成年後見支援センター
- 杉戸町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
- 埼玉県共同募金会杉戸町支会
- 日本赤十字社杉戸町分区



〒345-0024

埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根4742-1

(彩の国いきいきセンターすぎとピア内)

【TEL】0480-32-7402

【FAX】0480-36-1687

【E-mail】sugitoshakyou@saitama.email.ne.jp

【ホームページ】<https://sugito-shakyou.jp>